

国忌の廢置について

中 村 一 郎

は し が き

国忌は倭訓栞に「こき、国忌のよみ也」とある様によみくせで「こき」と云ふ。天皇皇妣等の御忌日の事で、この日は天皇は廢朝せられ諸司は廢務し、官寺について所定の法会が行はれた。国忌の制は隋唐の制にも見えるところで、我が国の令制にも規定してある。それによれば国忌は先皇の崩日を指してゐるが、後にはその範圍は次第に拡がつて皇位につかれなかつた天皇の御父、御母及び皇后や特殊な御方の忌日をも国忌の例に入れる様になつた。かくして国忌の数は順次増加したので延暦十年に桓武天皇は勅して親盡の御方、即ち当時疎遠になられた御方の国忌は省除した。これ以後も親盡のものは廢され、御近親の国忌が置かれていつた。

国忌は仏教による祖靈の祭であるが我が固有の祭りとしては陵墓に奉幣する荷前の制があつた。荷前は官にて管理する殆どは陵墓に年終にその年の初穂を献する事である（之を常幣と云ふ）。又時の天皇の御近親及び特殊の御方の御陵には常幣の外に別貢幣を奉つた。この別貢幣に預る御陵を近陵と云ひ、平安朝以降近陵に列する事を「山陵を置く」と

稱した。

こゝに於て国忌の御方と近陵の御方とは当代の御近親と特殊の御方であるため殆んど一致した。この「親盡の祖を捨て、新死者を諱む」と云ふ思想は支那の宗廟の制に影響されるところであらう。支那の天子は七廟即ち太祖と三昭三穆を立てるが、我が国の国忌近陵の定数はこれと異つた。又廢置を行ふのに親盡の祖を捨てるとよりも当時の事情も加味されるものがあつた。延喜式に至つてこれらの定数は九国忌十陵に規定された。以後その数に異動はなかつたが鎌倉時代に入つて後嵯峨天皇の時を最後とし、以後国忌山陵の加除は行はれなかつた。近陵の変遷については鎌田正憲氏の論文（国学院雜誌第二十八卷第六号所載）があるから、ここでは国忌の廢置の変遷を考察して見たい。今その濫觴より廢絶までを

一 大宝令公布以前

二 大宝令公布後より延暦の省除まで

三 延暦の省除後より延喜式まで

四 延喜式後より最後の廢置まで

の四期に区分して述べる。

一 大宝令公布以前

我が国に於ける国忌の初見は日本書紀持統天皇の元年九月庚午九日の条に

設国忌齋於京師諸寺

とあるもので、この日は天武天皇の御一周忌に当る日である。

齋を設くとは僧を会して食事供する儀式で、日本書紀敏達天皇の十三年に初めて見え、以後寺院仏像の造立・灌仏会・盂蘭盆会の時等に屢行はれたが、天皇の御追善供養としては、この時始めて行はれたのである。これが翌二年二月乙巳十六日の条に

詔曰、自今以後、毎取国忌日、要須齋也

と見え、即ち国忌には必ず齋を設ける事が制度化されたのである。

これによつて持統天皇の時に、天武天皇の国忌が毎年行はれてゐた事は明かであるが、それ以前の天皇の国忌も行はれてゐたであらうか。

二年二月の詔の「国忌日」は天武天皇のみでなく、他の天皇の国忌も含む様にも解される。伊呂波字類抄の国忌の項に引載する本朝事始には

二年戊子春二月詔、自今以後、常以近代天皇崩日為国忌

と見えるが、これは日本書紀の詔から出たものと思ふが、持統天皇の時に近代天皇の国忌も行はれてゐたものと解釈してゐる。伴信友もこの説をとつてゐる。

然し是より後、文武天皇の大宝二年十二月二日に、

勅曰、九月九日、十二月三日先帝忌日也、諸司当是日、宜為廢務焉

と続日本紀に見える。又儀制令義解に「国忌日謂先皇崩日、依別式合廢務

者」とあるが「謂先皇崩日云々」は養老令の本註であるから、大宝令の国忌の解釈もかゝるものであつたらう。これを以つて考へれば大宝二年の勅に云ふ「先帝忌日」は「先皇崩日」と同じ意味と思はれるから即ち国忌の事で、その上九月九日は現に国忌の齋が行はれてゐるのであるから十二月三日も亦国忌と解してよいと思ふ。故にこの勅は九月九日の天武天皇、十二月三日の天智天皇の国忌に諸司は廢務する事に定められたものである。若しこの時近代天皇何方かの国忌が行はれてゐたならば、こゝに天武、天智天皇の国忌のみを廢務する事にしたのは不合理と思はれる。唐六典には廢務すべき国忌と、廢務しない国忌の兩種が見えてゐる。即ち太祖以後の各皇帝の国忌には廢務し、廢務しない国忌は太祖以前の遠祖にして追尊して皇帝、皇后と称したものの国忌である。

故に唐制に倣つたとしても天武天皇以前の近代天皇の国忌が置かれてあれば廢務しなかつたとは考へられない。又我が国には後々も廢務しない国忌の規定はない。

此の如く考察すると大宝二年十二月には天武、天智兩帝の二国忌しか存しなかつたと云へよう。持統天皇二年二月の詔から大宝二年迄国忌に關する事は見えないから、持統天皇二年二月の詔に云ふ「国忌日」は天武天皇の国忌を指すもので、当時の近代天皇の国忌は含まないものと解すべきである。而して天智天皇の国忌は大宝二年十二月から置かれたものかと思はれる。

要するに我が国の国忌は先づ天武天皇の国忌が最初に置かれ、次に天智天皇の国忌を加へたものであるが、天智天皇より前の齊明天皇以前の国忌は置かれた事がなかつたものとすべきであらう。

二 大宝令公布後より延暦の省除まで

令の規定では国忌は先皇即ち歴代の天皇に限られてゐた。然しこの期間には皇位を継がれなかつた天皇の御父のためにも国忌の斎を設けられ、これが皇妣たる太皇太后及び皇太后に及び、遂に皇后の忌日をも国忌とする様になつた。蓋し国忌は官に於いて當む公式のもので最も丁重なる追善供養であつたから、是等の御方を尊崇追悼される処より来たものである。国忌の範圍の拡大は、その数も頗る多くなり、こゝに整理の必要を生じるに至るのである。次に一々の国忌について述べる。

天皇の国忌 この期間に崩ぜられた天皇は、持統・文武・元明・元正・聖武・淳仁・称徳・光仁天皇で、この中元正天皇以前及び称徳天皇については、崩後七日毎の仏事や百日斎に当る日等に設斎或は誦経した御供養の記事はあるが、国忌については国史に記載する所がない。但し元明天皇の御一周忌には京畿諸寺に於て僧尼を屈請して設斎し、称徳天皇の一周忌の斎は西大寺に設けられてゐる。国忌の記事がないのは先皇の崩日を国忌とすると云ふ令の制度があるので特別に記載しなかつたものと思はれる。次に聖武天皇の国忌も御周忌の外は行はれた事は見えないが、大同二年五月十三日に国忌を除かれてをり(日本紀略)、又光仁天皇の国忌は永世除かれず、公卿の日記にも多く見えるから、共に国忌のあつた事は明かであるが、国史には新たに国忌を設けられた事や、毎歳のものも記事がない。この点に徴しても国史に記事のない持統天皇外四帝の国忌もあつたものと解すべきであらう。なほ廢位されて、淡路に崩ぜられた淳仁天皇の国忌は置かれなかつた。

皇考皇妣の国忌

文武天皇の御父草壁皇子は文武天皇の皇子にして、天武・持統兩朝の皇太子であつたが、帝位につかれる事なく持統天皇三年四月十三日に薨ぜられた。文武天皇は慶雲四年四月十三日にその御忌日を国忌の例に入れられたのである(本紀)。後には天皇の位に昇られなかつた御父に対して天皇若しくは太上天皇の尊号を、后位になかつた御母には尊んで皇太后とされ、これと同時に或はその後に御墓を陵となし、御忌日を国忌に入れる例となつた。草壁皇子は後に淳仁天皇の天平宝字二年八月九日岡宮天皇と追尊せられたが、国忌に列せられた時の身位は親王のまゝであつた。これは当時我が国で未だ天皇或は太上天皇と追尊する例がなかつたからであらうが、親王で国忌を置かれたのはこれが前後唯一の例である。

光仁天皇が傍系から入られて皇位を継がれると、宝龜元年十一月六日に御父施基親王を追尊して、春日宮天皇と云ひ、翌二年五月二十九日にその八月九日の国忌を川原寺で行はれた(本紀)。文武天皇が御父岡宮天皇に対された例に准じられたものである。

文武天皇夫人藤原宮子、聖武天皇皇后藤原光明子の兩后は淳仁天皇の天平宝字四年十二月十二日に

勅、太皇太后、(光明子)皇太后御墓者、自今以後並称山陵、其忌日者亦入国忌例、設斎如式(本紀)

と云ふ勅によつて墳塋は陵と称し、御忌日は国忌の例に入る事になつたのである。従来は皇后のなくなつた事を薨と云ひ、墳塋を墓と称したのであるが、こゝに於て御取扱ひが丁重になつたのである。御血縁から云へば淳仁天皇はこの兩后の傍系に属されるが、どうしてかうした取扱

ひになつたのであらうか、前後を崇敬される意のある事は勿論であらうが、宮子は聖武天皇の御母にして時の太上天皇(称徳天皇)の御祖母、光明子はその御母であるから、太上天皇の御意志も考へられ、又両后は藤原不比等の女であられるから、丁度この頃は時の大師惠美押勝が頻りに藤氏の顯彰に努めてゐた頃で、その一環としても考へられよう。この勅は宮子、光明子の両后に關するものであるが、以後も母后の国忌が置かれたのはこの勅に準拠するものであらう。光仁天皇も御父春日宮天皇の国忌を置かれた後に、宝龜二年十二月十五日に勅して御母、春日宮天皇の妃紀椽姫に皇太后を追贈し、墓を山陵となし、忌日を国忌の例に入れられたのである(続日本紀)。

桓武天皇の御母、光仁天皇夫人高野新笠は天皇が即位されるや皇太夫人となり、中宮職を置かれ中宮と称されたが御生前に后位を有されなかつた。后位のなかつた椽姫には皇太后を贈り、同時に国忌山陵を置く詔勅が発されたが、新笠の場合は崩御の翌延暦九年(月日未詳)に皇太后は追贈されてゐるが、別に国忌を置く勅令は見えない。然し清和天皇の御代に国忌を除かれてゐるから国忌のあつた事は明かである。これは宮子、光明子の国忌を置かれた事に準拠されたものであらう。

以上述べた様に国忌を置くのに、持統天皇以下歴代天皇の場合は別に詔勅も発せられず、又他の資料もないが岡宮・宮子・光明子・春日宮・椽姫の五方の場合には別勅が公布されるか、さうでなくとも国史に記載してある。これは当時令の制度がよく行はれてゐるため、歴代天皇はその規定に拠つて崩日は当然国忌となるが、岡宮天皇以下五方の場合には令制以外の事だつた為であらう。

皇后の国忌 桓武天皇の皇后藤原乙牟漏は延暦九年閏三月十日に崩

せられた。その国忌の置かれた事は延喜式に明徴があるが、置かれた時期は、桓武天皇の時か、或は御子平城天皇が即位の後皇太后を追贈されてからか、之を明かにする史料はない。然しその周忌齋会も前述の新笠の周忌齋会に比して劣る事なく盛に行はれたと思はれ、又周忌が済んでから間もない延暦十年三月二十三日太政官が、国忌が多くなつたので整理されん事を奏してゐる事などから考へて、恐らく乙牟漏の国忌は桓武天皇の時から行はれたものと見てよからう。若しさうとすれば国母としてなく皇后の国忌として置かれたのは乙牟漏を以つて嚆矢とするものである。こゝに於て国忌の範圍は先皇より即位されなかつた皇考・皇妣に及んだが更に皇后に至つたのである。然し皇后の身位で国忌を置かれた方は後述する村上天皇中宮安子との二方だけである。

この期間に国忌が省除された資料は見えないから、天武天皇の国忌が置かれてから乙牟漏までで、その数は実に十六の多きにのぼる。即ち

三月 十日	<small>(閏月)</small> 四月十日	岡宮	四月二十一日	<small>(元正)</small>	
五月 二日	<small>(聖武)</small> 六月七日	光明子	六月十五日	<small>(文武)</small>	
七月 十日	宮子	八月四日	称徳	八月十一日	春日宮
九月 九日	天武	九月十日	椽姫	十二月三日	天智
十二月 七日	<small>(元明)</small> 十二月二十二日	<small>(持統)</small> 十二月二十三日	光仁		
十二月 二十八日	<small>(新笠)</small>				

是等の日は廢務する事になるので、政務渋滞するため延暦十年三月二十三日に太政官は親盡の国忌を除かれん事を奏して御裁可になつてゐる。即ち続日本紀に次の様に見えてゐる。

延暦十年三月癸未^(三)、太政官奏言、謹案礼記曰、天子七廟、三昭三穆
与太祖之廟而七、又曰、舍故而諱新、注曰、舍親盡之祖、而諱新死
者、今国忌稍多、親世亦盡、一日万機行事多滞、請親盡之忌、一從
省除、奏可之

礼記に云ふ天子七廟とは、支那に於ては天子は宗廟を祀るに三昭・三
穆の六代と太祖の七廟を立てるが、新たに皇帝が歿した時はその廟をた
て太祖を除いて最も遠い祖の廟を廢するのである。この「親盡の祖を舍
て、新死者を諱む」と云ふ思想は我が国に於ても奈良朝の時既に存した
が、国忌について廢置が行はれた事は見えず、延暦に至つてはじめて廢
置の議が提出された。

この時除かれたのは誰か、具体的に知る資料は存しない。「親盡の
忌」と云つてゐるから五等親外の御方を廢したものと一応は解される。
前記十六国忌の御方は桓武天皇から見れば御父光仁天皇・御母新笠は一
等親、皇后の乙牟漏・御祖父春日宮天皇、御祖母椽姫は共に二等親、天智
天皇は曾祖父にして三等親であり、持統・元明の両天皇は四等親に当る。
天武天皇は曾祖父の弟で等外親に属する。故にその御子孫である岡宮・
文武・元正・聖武・称徳の各天皇、宮子・光明子は共に等外親である。
さればこの時親盡の国忌として廢されたのは天武天皇以下八方で、殘さ
れた方は天智・持統・元明・春日宮・椽姫・光仁・新笠・乙牟漏の八方
の筈である。然るに持統・元明両天皇及び椽姫の国忌は延暦以降史乘に
見えないし、却つてこの時廢されるべき聖武天皇の国忌が、前述の様に
平城天皇の大同二年に廢されてゐる。延暦十年に一度除かれたのを、聖
武天皇に対する特殊の事情で再び国忌の例に入れ、大同二年に又除いた

ものであろうか。そうすれば僅か十六年の間に斯く廢止加除が行はれた
事になる。それとも延暦十年の時に殘されたもので、論奏に親盡の忌を
除くと云つてゐるが當時の事情によつて例外もあつたのではなからう
か。即ち四等親であつても傍系の持統・元明天皇の国忌は廢され、傍系
であつても近代に於て最も御事績の多かつた聖武天皇の国忌は殘された
ものではないかと思はれる。

なほ上奏文に天子七廟と云つて居るが、儀制令集解の注にも

国忌日。穴云、張云、天子七代之祖死日為国忌者、於律可有
別式、又宗為天子何、釈云、国忌日謂七廟忌日也

と見える。「穴云」の「穴」は穴太内人の註にして延暦弘仁に成立した
もの、「張云」の「張」は支那の律令問答私記、「釈云」の「釈」は養老
令の注釈書で天平十年一月から十二年八月の間に出来た「古記」(大宝令
の私記)について古いものと云はれてゐるから、国忌日を以て「七代之祖
死日」「七廟忌日」と云つてゐるのは奈良平安初期の考へ方と見る事が
出来る。然し實際は比喩として云つてゐるもので、偶然の一致は別とし
てこれを以つて當時の国忌は七代であつたとは云へないと思ふ。唐朝に
於ても宗廟は七廟であるが、唐六典卷四祠部の条に記載する国忌は、高
祖以後五代とその皇后、及び帝位につかなかつたが、皇帝或は皇后と追
尊した祖宗の忌日も国忌として居るので、その数は二十に及んでゐる。
以上を以つて考へるに延暦の省除は「故を捨て、新しきを諱む」と云ふ
事は支那の影響であるが、その定数は彼方の宗廟の数とも又国忌の数と
も異なるもので、我が国独自の事情によつたものであつた。

次にこの期間の国忌を設置順に表示する。

御方	崩日	設置		備考
		天皇御統柄	年月日	
持統天皇	大宝二・三・三	文武祖母	文慶雲四・四・三	
岡宮天皇	持統三・四・三	御父慶雲	四・四・三	
文武天皇	慶雲四・六・五	元明御子		
元明天皇	養老五・三・七	元正御母		
元正天皇	天平三〇・四・三	聖武伯母		
聖武天皇	天平八・五・二	謙御父		大同二・五・三
文武夫人尊 称太皇太后藤原 藤原光明子	天平六・七・九	天字 仁傍系	太平四・三・三	
称德天皇	景雲四・八・四	神護 仁同		
春日宮天皇	靈龜二・八・二	御父宝龜	二・五・九	元慶八・六・七
同妃 贈皇太后紀 椽姫	和銅二・九・四	御母宝龜	二・三・五	
光仁天皇	天応元・三・三	桓武御父		永世不廢
同夫人 贈皇太后高野 新笠	延暦八・三・八	御母		貞觀四・三・三
桓武后藤原乙牟 漏	延暦九閏三・一〇	皇太后		康保三・正・〇

三 延暦省除後より延喜式まで

この期間も皇考、皇妣の国忌は前代の如く原則として御代毎に置かれてゐる（この期間も前期間同様に歴代天皇即ち桓武、平城、仁明、文徳光孝各天皇の国忌を置いた時を明確に知り得るものはない）。平安朝に入つたこの期間では前代からの薄葬の思想が進展し遺詔に依つて陵には荷

前の奉幣を止め、御忌日は国忌の例に入る事を止められる御方があつた。淳和天皇の如きは御火葬の上、御骨は大原の嶺に散ぜさせられたが国忌・荷前については御遺詔の中に

又国忌者、雖義在追遠而絆苦有司、又歳竟分綵帛、号曰荷前、論之幽明、有煩無益、並須停、（統日本後紀）

と仰せられた。嵯峨天皇も「一切不可配国忌」（統日本後紀）と御遺詔あり、清和天皇も又薄葬を遺詔せられたので、この三天皇の国忌は置かれなかつた。皇妣たる皇后並に女御等も御出家、或は長命を保たれて御孫若しくは傍系の天皇の御代に崩せられたため国忌は置かれなかつた方もあつた。即ち仁明天皇御母橘嘉智子（御孫文徳朝に崩、御出家）、清和天皇御母藤原明子、陽成天皇御母藤原高子（共に傍系の皇）、宇多天皇御母班子女王（御孫醍醐天皇の時崩）である。然しその期間に国忌に加へられた新例もあつた。第一には贈皇后の忌日である。

平城天皇は東宮時代の妃藤原帯子に踐祚直後の大同元年六月九日に皇后を贈られ同日山陵に奉告された。国忌を置いた事は見えませんが、嵯峨天皇の弘仁八年五月廿一日に除かれてゐるから、恐らく贈后のあつた後に国忌も置かれたものであらう。又淳和天皇は即位後弘仁十四年六月六日東宮の時の妃高志内親王に皇后を追贈された。国忌設置の事は見えませんが、天安二年十二月八日に除かれてゐるから追贈の後に国忌が置かれたものと見るべきである。而して、贈皇后の国忌は前後を通じて帯子と高志内親王の二方だけである。

第二には崇を懼れて御靈に謝するために、その忌日を国忌に入れられた崇道天皇である。崇道天皇は諱は早良親王、桓武天皇の同母弟にして

皇太弟となられたが、藤原種継の事に坐して廢せられ、延暦四年十月淡路国に配せられる途中に薨せられた。後その祟を恐れて追尊して崇道天皇と云ひ、その墓を山陵と称したが、延暦二十四年四月五日更にその忌日を国忌の例に入れられたもので、専ら怨靈を慰められるために加へられたものである。国忌は敬慕のために置かれるのを例とするが、この国忌は特殊な事情による唯一のものである。

次にこの期間に省除された国忌について考察してみる。

延暦十年の省除以後に於ける国忌の設置は「故を捨て、新を諱む」と云ふ思想によるもので、即ち加へるものがあれば除くものがあるべきである。然しこの期間では清和天皇の頃まではこの風は確立されず、増置しただけのものが多い。

即ち崇道天皇・桓武天皇・帶子・旅子・高志内親王・平城天皇・仁明天皇の国忌が加へられた時は、同時にか或は直後に除かれてゐるものはない。

然しこの間に省除も行はれ、次の三方の国忌は廢されたが、その時新しく加へた国忌はなかつた。

(天皇) (御統柄) (廢)

平城天皇	傍系	聖武天皇
嵯峨天皇	兄の妃 四等親	藤原帶子
文德天皇	曾祖父 の夫人	藤原旅子

嵯峨天皇が四等親に當る御兄平城天皇の贈后帶子を除かれたのは、直系尊族でない故であらう。

なほ聖武天皇の国忌が廢されたのは大同二年五月十三日で、前述の

様に大同元年六月九日以後に贈后帶子の国忌を置かれたが、この廢置に相互關係があるのかどうか判然としない。

然るに清和天皇が文德天皇の国忌を置かれた時からは、新設の国忌があれば、その頃に除かれるものがあつた。その關係は次の様である。

天皇		置		廢	
御統柄	御方	御統柄	御方	御統柄	御方
清和天皇	御父	文德天皇	曾祖父	淳和贈后	高志内親王
同	祖母	仁明女御尊	妃の弟	光仁夫人	高野新笠
光孝天皇	御母	仁明天皇	贈皇太后	贈皇太后	春日宮
宇多天皇	御父	光孝天皇	天	春日宮	天
醍醐天皇	御母	宇多女御	藤原胤子	平城天皇	天
		贈皇太后	藤原胤子	仁明女御尊	藤原胤子
		曾祖父	曾祖父	仁明女御尊	藤原胤子
		曾祖父	曾祖父	称太皇太后	藤原胤子

右の様に廢した御方は何れも親盡のものであつた。

一方荷前の制に關する資料としてはつきり見えるのは弘仁の頃からであるが、近陵の定数については、清和天皇の御代始めの天安二年十二月九日に定められてゐるものを以つて初見とする。その数は十陵であつて即ち天智、春日宮、光仁天皇、新笠、桓武天皇、乙牟漏、崇道、平城、仁明、文德天皇の十方である。このうち桓武天皇、乙牟漏、崇道、平城天皇の外は皆親盡の御方であつた。この時国忌については記載はないが、延暦以降文献に見えたものゝ変遷をたどればやはりこの十方となるのである(但し崇道天皇の国忌については問題があるが後述する)。

醍醐天皇の時撰進された延喜式の治部式には、当時の国忌を列記してあるがそれは次の九方である(カッコ内は醍醐天皇との御統柄)。

天智天皇(八世祖)

光仁天皇(六世祖)

桓武天皇(五世祖)

桓武天皇(五世祖)
皇太后 藤原乙牟漏(五世祖母)

仁明天皇(曾祖父)

仁明天皇(曾祖母)
贈皇太后 藤原沢子(曾祖母)

光孝天皇(祖父)

文德天皇(祖父の兄)

宇多女御
贈皇太后 藤原胤子(御母)

こゝに考へるべきは崇道天皇の国忌である。同国忌は延暦二十四年に置かれてから廢された資料は見えない。然し延喜式に載せてゐないのは醍醐天皇の頃には公的には廢されたものである。文德天皇の国忌設置以降その新設、省除は一致してゐてその数は増加してゐない。故に若し崇道天皇の国忌がこれ以前に廢されてゐれば、九国忌は既にこの時に行はれてゐたものであり、延喜式の時に廢されたものであれば九国忌は延喜式にはじめて規定された事となる。これを決定する資料はない。一条兼良は江次第抄三国忌条に於て、九国忌は光孝天皇以来の事と述べてゐるが何によつたか明かでない。

延喜式以後も国忌の廢置は行はれたが、その数は九国忌であつた。この数は何か論議を有するものであらうか。江次第抄は支那の九廟の説に基く様に云つてゐるが、これは我が国独自の立場で變化して來て偶然に出來た数であると思はれる。

延喜式の九国忌の御方と醍醐天皇との御關係を見ると、傍系の方は文德天皇のみで、他は直系に当たられるものであるが、然し前述の様に清和天皇の時既に親盡の御方が多かつたが延喜式の制でも天智、光仁、桓武天皇及び乙牟漏は既に五等親外の方である。天智天皇の如きは仁明天皇の時、その五世祖に当り等外親に屬されるものであるが国忌は廢され

る事がなく、又光仁、桓武、仁明、光孝天皇及び文德天皇と交替された醍醐天皇の六帝は永世廢される事がなかつた。これについては江次第抄は次の様に論じてゐる。

今案天子七廟或有九廟之説、故陽成天皇以前、或八廟、或七廟、其数不定、然光孝以来、定為九廟、其中以天智為太祖廟、蓋天武天智皆舒明之子、然文武至廢帝、天武之裔即位、天智之流如絶、爰光仁天皇為田原之皇子、而因群臣推戴、得登帝祚、於是天智之流勃興、加之天智天皇、始制法令、謂之近江朝廷之令、天下百世因准之、爾來至今、皆天智之一流、而為太祖不遷之廟、豈不可乎、又光仁已為中興之主、故為第二世、桓武創平安京、故為三世、光仁桓武、比周之七廟、文世室武世室、所謂劉子駿九廟之説也、其餘隨世互有廢置、然而仁明光孝醍醐、其德蓋天下、不忍毀去、九廟即ち九国忌を光孝天皇以來とするのはとにかくとして、天智天皇等六帝の国忌を存した理由としては聞くべき説であると思ふ。

なほ延喜式に載せる近陵は国忌の九方に崇道天皇を加へた十方の御陵である。即ちこの定数は天安以來變らないところで、以後もその数には増減がなかつた。

次にこの期間に置かれた国忌の表を附ける。

御方	崩日	設置		備考
		天皇御統柄	年月日	
崇道天皇	延暦四・一〇・七 ⁽⁹⁾	桓武御弟	延暦二四・四・五	延喜式不載 永世不廢
桓武天皇	延暦二五・三・一七	平城御父	(大同元・六・九贈后) ⁽¹⁰⁾	弘仁八・五・二二廢
桓武后	延暦一三・五・二八	同	(大弘仁一四・五・一贈后) ⁽¹¹⁾	弘仁二・三・一三廢
桓武后夫人藤原旅子	延暦七・五・四	淳和御母	(皇弘仁一四・六・六贈后) ⁽¹²⁾	天安二・三・一三廢
淳和皇妃高志内親王	大同四・五・七	贈皇后	(弘仁一四・六・六贈后) ⁽¹²⁾	天安二・二・一八廢
平城天皇	天長元・七・七	同		光孝天皇国忌と代るか 永世不廢
仁明天皇	嘉祥三・三・二一	同		永世不廢
文德天皇	天安二・八・二七	清和御父		延長八・一二・九廢
仁明女御尊藤原順子	貞觀一三・九・二八	祖母	(貞觀一四・一二・一三置山陵)	寛平九・一二・八廢 ⁽¹³⁾
仁明女御藤原沢子	承和六・六・三〇	御母	元・慶八・六・一九	天曆八・一二・二五廢
光孝天皇	仁和三・八・二六	御父		永世不廢
宇多女御藤原胤子	寛平八・六・三〇	御母	寛平九・一二・八	寛和元・一一・二九廢

四 延喜式後より最後の廢置まで

延喜式以降の国忌の廢置は固定化したものであつた。歴代天皇は薄葬思想と云ふよりも慣例として「山陵国忌を置かず」と御遺詔があり、皇后にも同様の御遺令をされる方があつた。又この時代は皇兄弟が相續いて即位される事が多く、そのため母后はその所生の天皇の御代よりも他の傍系の天皇の御代に崩ぜられる場合があつたので、かゝる時は国忌を置かれなかつた。この期間は朱雀天皇より後嵯峨天皇に至る二十八代に

互るが、国忌の廢置の行はれたのは九代にして、その回数も十回にすぎない。而して、新たに加へられた国忌は、天皇は醍醐天皇のみ、后位にあつた方は、醍醐天皇中宮藤原穩子、村上天皇中宮藤原安子の二后で、他は女御で薨ぜられ、後に所生の皇子が皇位につかれたため皇太后を追贈され、その忌日は国忌に入れられたものである。

醍醐天皇は朱雀天皇の延長八年九月十九日に崩ぜられたが、同年十二月九日に等外親の文徳天皇を廢してその国忌を置かれた。これは国忌の

制に於て天皇の国忌を加へられた最後である。この時の天皇の国忌は天智、光仁、桓武、仁明、光孝、醍醐の六帝であり、この六帝の国忌は以後も廢される事がなかつた。(古事類苑に、この六帝を仁明天皇を脱して文徳天皇を入れてゐるのは誤りである)これについては前に江次第抄の所論をあげたが、又一面永世勤仕した国忌を廢する事は忍びないばかりでなく、若し廢したら何らかの祟りがあるだらうと恐れてゐた様子も見える。

新加により省略する場合従来は親盡の忌を除いて来た。然しこの期間は当時の事情に重きを置きこの原則に束縛されなかつた。この期間の初めに醍醐天皇の国忌が加つて六帝が固定し、省略すべき国忌は残る三后の中であつたので自然原則通りにゆかない場合もあつた。その上、村上天皇の御母穩子を加へる時、矢田部公望の勘申に二帝の母后は廢さないとあつたので一層窮屈になつた。この時の二帝の母后は平城、嵯峨、二帝の御母桓武天皇皇后乙牟漏で、村上天皇の六世祖母に当り三后中最も遠い方であつたが、高祖母にして四等親に當る仁明天皇女御沢子を廢した。この後、村上天皇皇后安子の国忌を置く時は、乙牟漏を除かないと御祖母胤子を廢する事になるので除かれてゐる。三后の中に穩子(朱雀・村)と安子(冷泉・円融御母)が入つてからは、共に二帝の御母であるため、廢する事が出来るのは一后となつた。三条天皇が御母冷泉天皇女御藤原超子の国忌を加へる時は、兩后共何れも廢する事が出来ないで、天皇の嫡母にして二等親に當り、この前に加へたばかりの花山天皇御母藤原懷子を廢してゐる。然し鳥羽天皇が御母堀河天皇女御藤原苺子の国忌を置かれる時、若し今度も二帝の母后を廢さなかつたら穩子は八世祖母、安子は七

世母祖であるにも拘らず、御在世の白河上皇の御母茂子を廢する事になり、又二帝の母后乙牟漏を廢した例もあると云ふ理由で穩子を廢する事に決して居る。その後安子の国忌も二条天皇の御母後白河天皇女御藤原穩子を加へる時に廢してゐる。

二条天皇が御母懿子の国忌を置かれてから暫く加除はなかつたが、後嵯峨天皇が皇統を継がれるや、御母の土御門天皇後宮源通子を仁治三年七月十一日贈皇太后となし、尋で寛元二年六月の頃に山陵国忌の廢置を定め懿子を除いた。この時の三后は皆親盡のものであつたが茂子、苺子は直系に當り懿子は傍系のものであつた。これが国忌並に山陵の廢置の行はれた最後で、この時の国忌は天智・光仁・桓武・仁明・光孝・醍醐の各天皇・茂子・苺子・通子の九国忌で、近陵はこれに崇道天皇を加へた十陵であつた。但し室町時代になつて、後柏原天皇が御母後土御門天皇後宮源朝子に永正元年七月十八日皇太后を追贈せられた時、国忌山陵を置くべしとの議があつたが實際は行はれなかつたのである。

国忌の廢置は後嵯峨天皇の時で終つたが、国忌の行事が廢絶したわけではなかつた。然し総ての朝儀がすたれた様に次第に行はれなくなり、室町以後は殆んど行はれた史料を見る事は出来ない。

なほ附言したい事は平安朝以来、御遺詔を以つて国忌に配する事を停められた天皇、皇后等の御忌日をやはり国忌と称して、御縁故寺院や禁裏に於て御仏事が行はれた。これは制度として行はれるものではないが、平安末以降はこの方の国忌が盛に行はれたのである。

なほ次にこの期間の国忌の設置表と廢置表、及び桓武天皇以降廢置の行はれた御代の国忌表を附する。

御方		崩		日		設		置		備考	
天皇	御続柄	年	月	日	天皇	御続柄	年	月	日	備考	
醍醐天皇	醍醐宮上	延長	八	九・二九	朱雀	御父	延長	八	一・二・九	永世不廢	
醍醐宮	藤原穩子	天曆	八	正・四	村上	御母	天曆	八	一・二・二五	天仁 元・七・七廢	
中村	藤原安子	応和	四	四・二九	同	中宮	(康保元・二二・三置山陵)			平治 元・五・二九廢	
冷泉太后御	藤原懷子	天延	三	四・三	花山	御母	寛和	元	三・二九	寛弘 八・一二・二七廢	
冷泉太后御	藤原超子	天元	五	正・二八	三条	御母	寛弘	八	一・二・二七	嬉子の国忌と代る	
後朱雀太后御	藤原嬉子	万寿	二	八・五	後冷泉	御母	寛德	二	一・二・一三	承保 二・六・一八廢	
後三条太后御	藤原茂子	康平	五	六・二二 ¹⁸⁾	白河	御母	承保	二	六・一八		
堀河太后御	藤原茂子	康和	五	正・二五	鳥羽	御母	天仁	元	七・七		
後白河太后御	藤原懿子	康治	二	六・二四	二条	御母	平治	元	五・二九	(寛元二・六・二七置山陵)	
土御門後宮	源通子	承久	三	七・一八 ¹⁹⁾	後嵯峨	御母	(寛元二・六・二七置山陵)			(寛元二・六・二七置山陵)	

後 嵯 峨 天 皇	二 条 天 皇	鳥 羽 天 皇	白 河 天 皇	後 冷 泉 天 皇	三 条 天 皇	花 山 天 皇	同	村 上 天 皇	朱 雀 天 皇	天 皇	御 統 柄	置
同	同	同	同	同	同	御 母	皇 后	御 母	御 父	御 統 柄		
贈 土 御 皇 太 后 源 通 子	贈 後 白 河 女 御 藤 原 懿 子	贈 堀 河 太 后 藤 原 茂 子	贈 後 三 条 女 御 藤 原 茂 子	贈 後 朱 雀 女 御 藤 原 嬉 子	贈 冷 泉 太 后 藤 原 超 子	贈 冷 泉 太 后 藤 原 懷 子	中 村 宮 上 藤 原 安 子	中 醍 宮 翻 藤 原 穩 子	醍 醐 天 皇	御 統 柄	御 方	
○高 祖 父 女 御	九 世 祖	八 世 祖	女 祖 父 の 御	曾 祖 父 の 御	二 嫡 母 等 親	四 高 祖 母 等 親	六 世 祖	四 高 祖 母 等 親	○曾 祖 父	御 統 柄	御 方	
贈 後 白 河 女 御 藤 原 懿 子	中 村 宮 上 藤 原 安 子	中 醍 宮 翻 藤 原 穩 子	贈 後 朱 雀 女 御 藤 原 嬉 子	贈 冷 泉 太 后 藤 原 超 子	贈 冷 泉 太 后 藤 原 懷 子	贈 宇 多 太 后 藤 原 胤 子	皇 桓 后 武 藤 原 乙 牟 漏	贈 仁 明 太 后 藤 原 沢 子	文 德 天 皇	御 統 柄	御 方	
										備	考	

桓武天皇以後 国忌表

桓武	天智 春日宮 聖武 光仁 新笠 乙牟漏 崇道	後冷泉	天智 光仁 桓武 仁明 光孝 醍醐 穩子 安子 嬉子(廢嬉子)
平城	天智 春日宮 光仁 新笠 桓武 乙牟漏 崇道 帶子(廢聖武、置桓武・帶子)		
嵯峨	天智 春日宮 光仁 新笠 桓武 乙牟漏 崇道(廢帶子)	白河	天智 光仁 桓武 仁明 光孝 醍醐 穩子 安子 茂子(廢嬉子、置茂子)
淳和	天智 春日宮 光仁 新笠 桓武 乙牟漏 旅子 崇道 平城 高志(置旅子・平城・高志)	鳥羽	天智 光仁 桓武 仁明 光孝 醍醐 安子 茂子 苺子(廢穩子、置苺子)
文德	天智 春日宮 光仁 新笠 桓武 乙牟漏 崇道 平城 高志 仁明(廢旅子、置仁明)	二条	天智 光仁 桓武 仁明 光孝 醍醐 茂子 苺子 懿子(廢安子、置懿子)
清和	天智 春日宮 光仁 桓武 乙牟漏 崇道 平城 仁明 順子 文德(廢高志・新笠、置文德・順子)	後嵯峨	天智 光仁 桓武 仁明 光孝 醍醐 茂子 苺子 通子(廢懿子、置通子)
光孝	天智 光仁 桓武 乙牟漏 崇道 平城 仁明 順子 沢子 文德(廢春日宮、置沢子)		
宇多	天智 光仁 桓武 乙牟漏 崇道 仁明 順子 沢子 文德 光孝(廢平城、置光孝)		
醍醐	天智 光仁 桓武 乙牟漏 仁明 沢子 文德 光孝 胤子(廢順子、置胤子)		
朱雀	天智 光仁 桓武 乙牟漏 仁明 沢子 光孝 胤子 醍醐(廢文德、置醍醐)		
村上	天智 光仁 桓武 仁明 光孝 胤子 醍醐 穩子 安子(廢沢子・乙牟漏、置穩子・安子)		
花山	天智 光仁 桓武 仁明 光孝 醍醐 穩子 安子 懷子(廢胤子、置懷子)		
三条	天智 光仁 桓武 仁明 光孝 醍醐 穩子 安子 超子(廢懷子、置超子)		

(註) 桓武天皇の項は延暦十年の省除以後文獻に見えるものを載せた。崇道天皇の国忌は廢された時は不明であるが、延喜式には記載されてゐない。今仮にそれ以前まで載せて置いた。

(1) 別頁幣は功臣外戚の墓にも獻せられ、これを近墓と称する。なほ近陵近墓の外の陵墓を遠陵遠墓と云ふ。

(2) 日本書紀通釈持統天皇二年二月乙巳十六日条所載。
(新笠)
 續日本紀延暦十年五月丁亥、供奉中宮周忌齋会雜色人九十六人、随勞輕重、賜爵有差、其正六位上者廻授其子、二百九十三人賜祿亦有差

(3) 同六月壬辰、供奉皇后宮周忌齋会雜色人等二百六十七人、准前例、賜爵及物各有差。
(乙牟漏)

(4) 江次第抄三国忌条に椽姫は天安二年に、光明子は大同一二年に廢されたとしてゐるが、何に拠るか不明で遽かには従へない。

(5) 穴、張、積、古記の説明は^{定本}令集解釈義の滝川政次郎氏の解題と坂本太郎氏列聖漢風諡号の撰進について(史学雑誌四三巻七号)による。

(6) 高志内親王の国忌を除いた記事は文徳実録天安二年二月八日の条と、三代実録清和天皇天安二年二月八日の条に載せ、その文章も酷似してゐる。今は一応後者に従つて置く。

(7) 平城天皇の国忌は、光孝天皇の御代には近陵に列してゐるから国忌も置かれてゐたものと思ふ。然るに延喜式には国忌を載せてゐない。故にこの間に廃されたものである。而してこの間に加除は二度行はれてをり、後の時には順子を廃してゐるから、前の時即ち光孝天皇を加へた時に平城天皇を廃したものであらう。

(8) 江家次第、当時国忌(堀河朝)の条に、
崇道天皇 十月七日 大安寺、廃否可
八島 尋、諸司不参

とあれば官からは参向することはなかつたがその廃否についてはなほ疑義を残してゐたものゝ様である。これは延喜式に近陵に列し、荷前を廃されてゐない故であらう。

(9) 崇道天皇の忌日を正確に伝へる資料はない。日本紀略・扶桑略記によれば、十月上旬である事は間違ひないと思ふから、姑く国忌の行はれてゐた十月七日に従ふこととした。

(10) (11) 帶子、旅子、高志内親王の国忌を置いた資料はないが廃された事は見えて居るから置かれた事は明かである。贈后があつた後に置かれたものであらう。

(13) 日本紀略延長八年十二月九日条に、醍醐天皇の国忌を置き文徳天皇を除く時、順子の国忌も省く事が見えるがこれは誤りであらう。

(14) 中右記天仁元年七月十五日条に天智天皇の国忌を一時廃したら祟があつたので旧規に復したこと(これは当時の所伝の誤りである)、又村上

天皇の御母穩子の国忌を廃する事に決した時、内大臣源雅実が夢に村上天皇を見奉り、頗る御憂色の御様子であつたのに驚かされた事が記してある。

(15) 西宮記十二月荷前所引天曆御記、同書前田家大永鈔本臨時一論奏裏書実隆公記永正元年七月九日条。

(17) 安子の国忌を置いた月日は判然としない。その山陵が荷前の頒幣に列したのは、康保元年十二月二十二日で、この時乙牟漏の山陵が止められてゐる。又乙牟漏の国忌は同二年正月十日(一説に三月十一日)に廃されてゐるから、安子の国忌はこの頃に置かれたものであらう。

(18) 茂子の崩日を伝へるものは扶桑略記である。然し為房卿記・台記・師遠年中行事等に拠れば、その国忌は六月二十一日に行はれてゐるから、或は二十一日が正しいかと思はれる。

(19) 通子の忌日は一般に明月記寛喜二年九月七日条に「承久三年八月逝去」とあるのに拠つてゐるが、今は当時国忌を営まれてゐた七月十八日に従つた。

(20) 平戸記・百鍊抄に拠れば、寛元二年六月二十七日に懿子・通子の山陵廢置が行はれ、又百鍊抄同年七月十八日条に通子の国忌を「於東寺被始行」とあれば、国忌の廢置もこの頃に定められたものであらう。